

令和4年2月議会での成年後見制度の利用促進に関する質問等について

1 質問等

(1) 認知症高齢者等を対象とした個人賠償責任保険事業について

三原市では、認知症高齢者等を対象とした個人賠償責任保険事業を行っているが、本市でも成年被後見人等に対して実施することで、成年後見制度の利用促進につながると考えるがどうか。

(要望)

神戸市では、「認知症診断助成と認知症事故救済制度」を導入している。65歳以上の市民は無料で2段階方式の認知症診断が受診でき、認知症と診断されると、市がその人を被保険者として保険に加入させるものである。認知症事故救済制度は、認知症と診断された市民本人の補償と賠償責任を負った場合の補償、被害にあった市民への見舞費用補償の組み合わせたもので、被害者市民への見舞費用補償が手厚いのが特徴である。事故発生後、被害者に見舞金を先行して支払い、賠償責任が認められれば賠償補償を支給する形である。導入する自治体が増えてきているので、検討をお願いしたい。

(2) 区役所窓口におけるワンストップサービスの導入について

出生に伴う手続については、令和4年度中にワンストップサービスが開始される予定と聞いているが、成年後見制度においても、同じようにワンストップサービスを開始すべきだと考えるがどうか。

2 本市の答弁

(1) 認知症高齢者等を対象とした個人賠償責任保険事業について

法律・福祉で構成される地域連携ネットワーク推進会議にて、推進会議における法律・福祉の専門職団体や関係機関の意見を聴きながら研究していきたい。

(2) 区役所窓口におけるワンストップサービスの導入について

本市の窓口手続のワンストップサービスについては、死亡や出生に関する手続など、手続件数が多くニーズが高く、実施可能なものから順次導入しており、成年後見制度に係るワンストップサービスの導入についても、そうした過程の中で検討していくことになる。

3 参考（現状）

(1) 認知症高齢者等を対象とした個人賠償責任保険事業について

当該保険事業は、市が保険者となって認知症高齢者等の方に損害賠償責任保険に加入してもらい、当該高齢者が日常生活において法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合にその賠償保険で補償するというもの。

なお、周辺市町では三原市が認知症高齢者等の外出支援を目的に令和3年9月から実施している。

(令和4年2月現在の保険加入者：7名（保険活用の実績はなし）)

(2) 区役所窓口におけるワンストップサービスの導入について

本市では令和2年度以降、市民課窓口において死亡時における手続のワンストップサービスを導入しており、来年度は出生時における手続きのワンストップサービスを導入する予定となっている。

本市では手続き件数が多く、市民ニーズが高いものから順次導入しており、今後も様々な場面での手続におけるワンストップサービスの導入を検討している。

(令和2年度の主な届出件数 死亡届：14,209件 出生届：13,107件)

(令和3年中の成年後見等開始申立て件数：375件)

なお、成年後見人等については、成年後見等開始後には、国民健康保険や市税など市からの郵送物の住所先変更や、生活保護費の振込先口座の変更など様々な手続を行う必要があることから、ワンストップサービスサービスの導入により成年後見人等の負担軽減につながると考えられる。